

# 令和4年度 くりやま暮らし体験事業 実施要項

## 【目的】

栗山町への移住を検討している方に対し、町内における生活体験の機会を提供することで、移住促進と関係人口の拡大を図ることを目的とします。

## 【内容】

一定期間、家具、電化製品などを完備した「くりやま暮らし体験施設」にて、栗山町での生活を体験していただきます。

また、栗山町についてより深く知っていただくため、栗山町内で行われる体験プログラム（例：自然体験、ものづくり体験、農業体験など）に参加していただきます。

## 【対象】（次のいずれも満たす方）

- ・栗山町に移住及び二地域居住を検討されている方
- ・アンケート調査及びパンフレットやWEBサイト等への写真掲載に協力いただける方
- ・体験期間中の移動手段が確保でき、携帯電話等の常時連絡可能な通信手段を所有している方
- ・体験期間中に栗山町で行われる体験プログラムに参加できる方  
（料金は別途負担。体験プログラム一覧表については、参加決定通知書と一緒に送付します。）

## 【実施期間】

**令和4年4月1日～令和5年3月31日**

※緑酔庵・にしおかの森については、別事業で使用するため7月15日～8月31日は利用できません。

※この期間以外にも、別事業のため利用不可となる場合があります。

## 【体験期間】

**原則1週間から1ヶ月まで**

- ・他の希望者がいない場合は、1ヶ月を超えて体験可能とします。
- ・やむを得ない事情により1週間に満たない期間の体験を希望する場合は、事務局で協議し決定します。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大やその他諸般の事情により、体験事業を中止する場合があります。

## 【体験施設】

施設名	住所
緑酔庵（りよくすいあん）	北海道夕張郡栗山町湯地 91 番地 19
リーズン 93	北海道夕張郡栗山町中里 60 番地 1
にしおかの森	北海道夕張郡栗山町字北学田 38 番地 ※冬期間（12月～3月）利用不可

## 【体験料金】

**1泊3,500円**

- ・光熱水費・駐車場代を含みます。
- ・飲食費・日常生活に係る消耗品費・交通費は自己負担となります。
- ・体験者の人数による加算はありません。
- ・寝具のご用意はありません。別途寝具レンタルをご利用いただくか、ご自身でお持ちください。

※体験施設への配送可能。（有料1組5,060円～）事前申込が必要です。

詳細は寝具レンタル料金表をご覧ください。

## 【入室退室時間】

- 体験開始日は **15:00 までに** 栗山町役場若者定住推進課（旧庁舎 1 階・税務課の奥）にお越しください。各種手続き・公用車での町内案内のあと、体験施設にご案内します。  
※事前に当日の来庁予定時間を確認させていただきます。また、やむを得ない事情により集合時間に合わない場合は必ず事前にご連絡ください。
- 体験終了日は **10:00 退室** となります。  
9:00 頃職員が聞き取りアンケートおよび退室時の点検にお伺いします。
- **土日祝日、年末年始の入退室はできませんので、あらかじめご了承ください。**

## 【募集期間】

- 1 次申込：**令和 3 年 12 月 13 日（月）～令和 4 年 1 月 31 日（月）**（郵送の場合必着）
  - ・ 1 次申込の受付期間終了時において、体験希望者の申込施設・期間が重複した場合、事務局において抽選し決定します。（申込順での決定は行いません）
- 2 次申込：1 次申込にて体験参加者決定後（2 月上旬ごろ）～
  - ・ 体験予約が入っていない施設・期間にて随時受付可。
  - ・ 体験施設の予約状況は、WEB サイト内「体験施設予約状況」にて公開します。

## 【申込方法】

- ・ 郵送・ファクシミリ・Eメールで「くりやま暮らし体験事業参加申込書」を提出
- ・ 「オンライン予約申込」にて申請

## 【申込から決定までの流れ】

- ① 体験施設・期間が確定した方には「くりやま暮らし体験事業参加受付通知書」を郵送にて通知します（令和 4 年 2 月上旬ごろ）。  
※希望期間の重複などにより落選した方には、「抽選結果通知書」にて通知します。
- ② 参加受付通知書を受け取った日から原則として 7 日以内に、体験料の 20%を申込金として前納してください。  
※銀行振込にて納入。振込手数料はご負担ください。
- ③ 申込金の納入を確認後、正式にくりやま暮らし体験事業参加者として「くりやま暮らし体験事業参加決定通知書」を郵送にて通知します。  
※申込金を除く体験料については、体験開始日に現金で納入していただきます。  
※決定通知後の体験期間の変更及び取り消しは原則として不可とし、申込金の返金はいたしません。但し、以下の場合は申込金を返金します。
  - ・ 体験予定者が暮らし体験開始日から遡って 14 日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、もしくは濃厚接触者となった場合
  - ・ 体験予定者のお住まいの都道府県で緊急事態宣言が発令、またはまん延防止重点措置が適用されている場合
  - ・ 北海道または栗山町で緊急事態宣言が発令、またはまん延防止重点措置が適用され、事業が中止になった場合
  - ・ その他、体験者の責めに帰することができない理由等により、滞在できなくなった場合。※事前に体調管理シートを送付いたしますので、ご記入の上、体験開始日にご提出願います。  
※可能であれば、来町前に PCR 検査もしくは抗原検査のご協力をお願いいたします（料金は体験者負担）。  
また、新型コロナウイルスワクチン接種の有無を確認することがありますが、暮らし体験参加にあたり、ワクチンの接種義務はありません。

## 【生活備品】

- テレビ・冷蔵庫・炊飯器・電子レンジ・コンロ・食器・調理器具・洗濯機・暖房器具・ソファ・テーブル・食器棚など
- ※各施設の備品については「くりやま暮らし体験施設備品一覧」を参照。（WEB サイトにて掲載）

- 体験施設はホテルや旅館とは異なりますので、トイレトペーパーやタオル、調味料等はありません。ご自身でご用意ください。

#### 【体験特典】

- ・ 栗山町内加盟店（商店・飲食店等）で使用できる「くりやまギフトカード」5,000円分贈呈。

#### 【利用制限】

体験施設において、次に掲げる行為があったと認めた場合、利用を取り消すことがあります。

- ・ 無断で犬、猫等の動物を飼育すること。
- ・ 施設内で喫煙すること（施設外での喫煙は正しく火気の始末をすることで可能とする）。
- ・ 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- ・ 興行、展示会、その他これに類する催しをすること。
- ・ 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- ・ 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- ・ 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ・ 参加者以外に施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- ・ その他、体験施設の利用にふさわしくない行為をすること。

#### 【申込先・問い合わせ】

くりやま移住促進協議会事務局

〒069-1512 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地 栗山町役場若者定住推進課内

電話：080-9003-0658（平日8：30～17：15） FAX：0123-72-3179

Eメール：iju@town.kuriyama.hokkaido.jp URL：<http://www.kuriyama-iju.com/>